

小浜市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業小浜東部地区（第2工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年4月16日

小浜市長 松崎 晃治

字の区域の変更調書

県営土地改良（区画整理）事業小浜東部地区（第2工区）

次の区域を太興寺12号高柳^{たかやなぎ}に編入する。

大字	字	地番
太興寺	16号 穴田	35の一部

次の区域を太興寺14号南縄手^{みなみなわて}に編入する。

大字	字	地番
太興寺	12号 高柳	16の一部
	16号 穴田	8の2の一部 9の1の一部 25から29までの各一部 35の一部

次の区域を太興寺16号穴田^{あなだ}に編入する。

大字	字	地番
太興寺	12号 高柳	20の一部 21の一部

次の区域を太興寺19号河原^{かわら}に編入する。

大字	字	地番
太興寺	12号 高柳	21の一部
	16号 穴田	34の一部
	25号 深田	1の一部

次の区域を太興寺26号大清水^{おおしよづ}に編入する。

大字	字	地番
太興寺	25号 深田	1から4までの各一部 5の1の一部 5の2の一部 6の1の一部 6の2の一部 7の一部 15 20の一部 21の一部

次の区域を東市場8号横田^{よこた}に編入する。

大字	字	地番
東市場	10号 上萱	16の3 16の4 17の2 23の一部 24の一部
	16号 新保田	20の一部
国分	29号 田長	8の1の一部 8の2一部 9の一部 10の1の一部 17から19までの各一部

次の区域を東市場10号上萱^{かみがや}に編入する。

大字	字	地番
東市場	15号 乙姫	1の1の一部 15の一部

次の区域を東市場15号乙姫^{おつひめ}に編入する。

大字	字	地番
東市場	16号 新保田	20の一部
	22号 森間	17の一部 22から26までの各一部

次の区域を東市場16号新保田^{しんぼた}に編入する。

大字	字	地番
東市場	8号 横田	20の一部
国分	30号 上米	10の1の一部 10の2の一部 11の1の一部 11の2の一部 12の一部 15の一部 16の一部

次の区域を東市場18号横枕^{よこまくら}に編入する。

大字	字	地番
東市場	20号 稲口	15の一部 16の一部

次の区域を東市場 2 2 号^{もりま}森間に編入する。

大 字	字	地 番
東市場	1 6 号 新保田	2 0 の一部

次の区域を国分 2 4 号^{なかつじ}中辻に編入する。

大 字	字	地 番
国 分	2 6 号 樋田	2 3 の一部 2 4 2 8 の一部

次の区域を国分 2 6 号^{といだ}樋田に編入する。

大 字	字	地 番
国 分	2 4 号 中辻	2 6 の一部
	2 9 号 田長	4 の 4 の一部 4 の 5 の一部 5 の 4 の一部 5 の 5 1 5 の一部

次の区域を国分 3 0 号^{じょうこめ}上米に編入する。

大 字	字	地 番
東市場	1 6 号 新保田	1 6 の一部
国 分	2 9 号 田長	1 9 の一部

次の区域を国分 3 1 号^{さうでん}惣田に編入する。

大 字	字	地 番
国 分	2 4 号 中辻	2 1 の 4 一部 2 6 の一部
	3 0 号 上米	1 3 の一部